

原子炉等規制法等における許認可制度等及び国内保障措置制度の見直しの概要案

年 月 日
原子力規制委員会

原子力利用における安全の確保については、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 2 条第 2 項で「確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行う」とされており、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）の下で各種制度を整備し、規制を行っている。また、原子炉等規制法においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえて規制基準の強化等を図ったほか、平成 29 年の改正では検査制度の抜本的な見直しを行うなど、継続的な改善を図っている。

これまで、既設の原子力施設に対して強化した規制基準の下での基準適合性審査と、原子力規制検査による原子力事業者等の安全確保の実施状況の確認を進めてきたところ、発電用原子炉施設の建替え、商業用再処理施設の運転開始等の新たな段階に差し掛かっている状況を踏まえ、基準地震動策定に係る不正事案の再発防止も含め、以下のとおり制度の見直しを図る。

1. 原子力施設の設計及び工事の段階からの事業者責任の強化

（１）原子力事業者等の申請・届出における責任の強化

原子力の事業の指定・許可、原子炉の設置の許可、核燃料物質の使用の許可及びそれらの変更の許可・届出（以下単に「許可」という。）並びに設計及び工事の計画の認可・届出に係る申請・届出においては、自ら当該許認可に係る基準への適合性を確認し、設計に関する重要な資料を保存することを求める。

保存すべき資料は原子力規制委員会規則で定めることとし、基準適合性確認の体制や実施状況については、審査・検査で確認し、原子力事業者等の設計に係る活動状況を監督するものとする。

当該資料や申請・届出に係る書類に虚偽があった場合は罰則がかかるものとし、原子力事業者等での義務の履行につなげるものとする。

(2) 原子力施設の設計及び工事の段階からの核物質防護及び保障措置に係る体制整備

核物質防護の用に供する設備を含めて原子力施設の設計及び工事を最適化した形で進めさせるため、保安規定と同様に、核物質防護規定を原子力施設の設置の工事を開始する前に認可を受けるものとする。

保障措置に係る活動としてこれまで求めてきた国際規制物資の計量及び管理に加えて、保障措置の用に供する設備の整備等について国際規制物資使用者等に明確に求めることとし、これらの活動の責任者（以下「保障措置責任者」という。）を設定させることとする。計量管理規定を保障措置規定と改めた上で、これらの活動を含めたものとし、保障措置の用に供する設備を含めて原子力施設の設計及び工事を最適化した形で進めさせるため、保安規定と同様に、原子力施設の設置の工事を開始する前に認可を受けるものとする。ただし、保障措置の観点で施設への対応がない保障措置協定第 98 条 I に該当しない国際規制物資使用者等は従来どおり国際規制物資の使用開始前に認可を受けるものとする。

2. 設計のプロセスに沿った審査の制度整備

(1) 自然現象設計条件を施設設計に先立って確認する制度の創設

原子炉施設建替え等による新規の設置（変更）許可申請に対応するため、発電用原子炉及び試験研究用等原子炉について、原子炉施設の機能を損なうおそれのある大規模な自然現象のうち原子力規制委員会規則で定める施設の設計のための条件（自然現象設計条件）が許可基準に適合しているかどうかについて、当該施設の設置許可の申請の前に、あらかじめ、原子力規制委員会に確認を求めることができることとする。なお、当該自然現象設計条件を踏まえた施設の設計については、従来どおり設置（変更）許可申請の審査で確認する。

3. 安全の確保を早期かつ確実に実施するための許認可制度の見直し

(1) 安全上の重要度に応じた規制措置とするための制度の見直し

許可、設計及び工事の計画、保安規定、核物質防護規定、保障措置規定及び特定原子力施設の実施計画について、現行の発電用原子炉施設での許可事項の変更や設計及び工事の計画の届出における 30 日に限った審査期間の制度を廃止し、変更事項で審査が必要なものは許認可の対象とし、審査不要な軽微なものは届出の対象として届出制度を整備し、軽微なものは原子力規制委員会規則で定めるものとする。

併せて、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）において従前措置していた原子力発電工作物に係る保安規制のうち、原子炉等規制法と重複する原子力安全規制に係るものを原子炉等規制法に一本化する。この際、これまで原子炉等規制法において対応する規定を設けていなかった電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任義務等の規定を原子炉等規制法に整備する。

（２）災害の防止上緊急性の高い工事の着手の特例

発電用原子炉施設、再処理施設及び加工施設において、新知見により即時対応が必要となる工事については認可を経ずに工事に着手できるものとする。当該工事についてはその内容を遅滞なく届け出ることとする。当該届出は 1.（１）での基準への適合性の確認及び資料の保存の対象とするとともに、検査における確認対象とし、原子力事業者等の設計に係る活動状況を監督するものとする。

4. 核不拡散に係る国際的な信頼の維持・向上のための規制・体制の強化

（１）国際規制物資の使用等に関する規制の強化

国際規制物資の計量及び管理、保障措置の用に供する設備の整備等の保障措置の適確な実施の確保のために必要な措置を国際規制物資使用者等に求めるとともに、当該措置の履行に違反があった場合には是正等の措置を命令することができるものとする。また、1.（２）で記載した保障措置責任者について、原子力規制委員会規則で定める要件を満たす者を選任することを求め、選任したときは届け出るものとする。

その他、1.（２）で記載した保障措置規定に従って講ずべき措置も含めて保障措置の対応の実施状況を保障措置検査で確認することとし、必要がある場合には、上述の措置の命令や保障措置規定の変更命令、保障措置責任者の解任命令、許可の取消し等の対応ができるものとする。

（２）保障措置に係る実施業務を担う公的機関の設置

IAEA による 24 時間態勢の査察への対応、査察時の IAEA からの指摘への対応等を適切に実施していくため、現行の指定機関制度を廃止した上で、保障措置に係る実施業務は新たに公的機関を設置して実施していく。（公的機関としては、独立行政法人の設立を検討中。）

原子力規制委員会は、保障措置の対応における企画立案業務を中心に、IAEA との調整、規制上の最終判断、国際規制物資使用者等への指導及び監督並びに上述の公的機関に対する監督を担うとともに、規制上の判断を伴

う立入検査については、引き続き原子力規制委員会自ら行うことを想定している。

(3) 上記公的機関の業務の整理

上記公的機関の業務については、現行で指定機関が担っている情報処理、保障措置検査、試料分析、記録確認及び調査研究等を引き継ぐほか、国際特定活動の届出の受理に関する事務、報告徴収のうち情報処理に必要となる報告の受理の事務、立入検査等の一部を含めたものとする。

5. 円滑な制度見直しに向けた対応方針

1. (1)での基準適合性の確認の資料の保存、1. (2)での保障措置規定への移行、4. (3)での新たな国内保障措置体制での検査等の受入れなどについては、原子力事業者等及び国際規制物資使用者等において、制度見直しが確実になった時点から少なくとも約1年半の準備期間が必要になると考えられ、試運用期間や移行期間を設けるなどの対応方針も検討する。